◇番号：202407

◇研究機関名	**筑波大学**	◇不正の種別	**目的外使用**
◇不正が行われた年度	**平成 30 年度、令和 2 年度**	◇最終報告書提出日	**令和 6 年 10 月 24 日**
◇不正に支出された研究費の額	**572,480 円**	◇不正に関与した研究者数	**4 人（うち 1 名は共謀、1 名は善管注意義務違反）**

◇経緯・概要

【発覚の時期及び契機】

筑波大学コンプライアンス通報窓口に「筑波大学の教員が平成 30 年 3 月末で退職した非常勤職員を民間企業で雇用させ、その人件費相当分を教育研究費で購入した消耗品等で埋め合わせた」という趣旨の通報があった。それを受け、令和 6 年 1 月 9 日付けでコンプライアンス管理者から財務担当副学長に調査依頼があった。

【調査に至った経緯等】

財務担当副学長の指示により担当部局が「国立大学法人筑波大学における教育研究費の不正使用等に係る調査に関する要項」（以下、「要項」という。）に基づく事前調査を行ったところ、通報の内容と一致する事実があることが確認されたことから、財務担当副学長は調査チームを招集した。

そして、同調査チームにおける審議の結果、本調査を開始することを決定した。

◇調査

【調査体制】

要項に基づき、調査チーム（学内委員 12 名、学外委員 1 名）を構成した。

【調査内容】

・調査期間

令和 6 年 2 月 7 日～令和 6 年 9 月 11 日

・調査対象

調査対象者（調査開始当初からの対象者）：名誉教授 1 名、准教授 2 名

調査対象者（調査過程で追加した対象者）：助教 1 名

調査対象経費：当初からの調査対象者 3 名に係る平成 30 年度から令和 5 年度までのすべての教育研究費

・調査方法

経理関係書類の書面調査

関係者への聞き取り調査

資産、備品、換金性の高い物品の現物確認、出張の事実確認

◇調査結果

【不正の種別】

目的外使用

【不正の具体的な内容】

・動機、背景、手法

名誉教授Ａ及び准教授Ｂは、研究室の事務を担当していた非常勤職員の任期が平成 30 年 3 月末で満了となる際、平成 30 年 10 月に再度研究室に戻ってきてもらうことを企図し、半年間だけ雇用してくれる企業等を探し、助教Ｃが以前代表を務めていた民間企業に依頼することを決め、当該非常勤職員に係る人件費相当分を教育研究費で購入する消耗品等で補填することを約束した上で助教Ｃに依頼した。

助教Ｃは、結果的には上記依頼を断らずに当該企業と交渉し、当該非常勤職員について半年間の雇用を実現させた上で、人件費相当額を補填するという約束を履行させるため消耗品等を指定するなど、本件目的外使用を共謀した。その後、名誉教授Ａは平成 30 年と令和 2 年に、准教授Ｂは令和 2 年に消耗品等を購入・譲渡するなどして、自らの科研費について目的外使用を行った。また、准教授Ｄは、准教授Ｂなどから消耗品等を購入・譲渡することを依頼され、それを漫然と承認するなど、研究分担者として自らの科研費に対する善管注意義務を怠った。

名誉教授Ａ及び准教授Ｂは本件が目的外使用に該当することを否定しているため、動機及び背景を明らかにすることはできなかったが、両氏は当該非常勤職員に半年後に必ず戻ってきてもらいたいという思いを強く有していたこと、そうすると他での雇用が半年間のみとなるため当該非常勤職員を雇用してくれる企業等を探すことが困難であったこと、そのような中で応じてくれた当該企業にとっては予定していなかった支出となるのでそれを補填する必要があると考えたことが動機及び背景であったと考えられる。助教Ｃ及び准教授Ｄについては、本件目的外使用を積極的に企図したものではないと考えられるが、確認すべきことを確認せず、断るべきことを断らなかった両氏を含め、本件目的外使用に関わった 4 名全員が、教員としての倫理観や教育研究費の目的外使用に対する認識、教育研究費の使用ルールに対する理解、目的に対して適切な手段を講じる合理的な判断力が著しく欠如していたことも背景となったものと考えられる。

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその使途（私的流用の有無）

資金の種別	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
科学研究費助成事業	572,480 円	平成 30 年度、令和 2 年度	4 人（うち 1 名は共謀、1 名は善管注意義務違反）
計			4 人（実人数※）

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

なお、支出された 572,480 円は、当該企業が当該非常勤職員のために支出した給与関係の総額と一致しており、私的流用はなかったと判断した。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

名誉教授Ａ及び准教授Ｂについては、当該非常勤職員が当該企業に雇用される以前に両氏が当該非常勤職員に係る人件費相当分を教育研究費で購入する消耗品等で補填することを約束した上で助教Ｃに依頼しているやり取りが客観的な証拠として残されていることなどから、両氏については故意による科研費の目的外使用が行われたものと認定せざるを得ない。

助教Ｃについては、名誉教授Ａ及び准教授Ｂから依頼を受け、結果的には当該依頼を断らず、自身が以前代表を務めていた当該企業に対して積極的に依頼しているやり取りや実際に同氏が消耗品の内容を指定するやり取りが客観的な証拠として残されていることから、本件目的外使用を積極的に企図したものではないと考えるものの、同氏が当該企業へ依頼をしなければ本件目的外使用は実現しなかったことを踏まえると、やはり一定の責任と過失があると評価せざるを得ない。問題はその過失の程度であるが、同氏は大学が実施している適正な教育研究費の運営及び管理に係る研修を修了しているほか、教育研究費の適正な執行を行う旨の誓約書を提出しており、仮にその支払いに教育研究費のうちの科研費が使われることを認識していなかったとしても、広く教育研究費の使途として極めて不適切であることは当然に理解しているはずであること、仮に同氏がそのことを理解していなかったとしても、教育研究費を使用する研究者としては当然認識しているべき事項であること、確認すればその財源が科研費であることは知り得たことから、その過失の程度は重大であると判断せざるを得ない。したがって、助教Ｃについては本件目的外使用に関して共謀があったものとして認定せざるを得ない。

准教授Ｄについては、本件目的外使用を積極的に企図したことや故意又は重大な過失により本件目的外使用を行ったことを示す客観的な証拠は残されていない。一方で、今回の消耗品の購入のために支出された金額が、同氏の令和 2 年度の研究分担額総額（3 件で計 130 万円）に比して決して小さな割合ではない 23 万円強であったことを踏まえると、准教授Ｂなどから消耗品等を購入・譲渡することを依頼され、それを漫然と承認するなどした点については研究分担者として自らの科研費に対する善管注意義務違反があったものとして認定せざるを得ない。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

筑波大学では、平成 19 年 5 月に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき「国立大学法人筑波大学における教育研究費の不正防止対策の基本方針」を制定し、平成 26 年 12 月には、ガイドラインの改正を受け「国立大学法人筑波大学における教育研究費の運営及び管理体制に関する要項」を制定し、体制の整備やコンプライアンス教育を実施するなど、これまでに教育研究費の適正管理や不正経理の防止に向け、様々な措置を講じてきた。

それにもかかわらず本件目的外使用が発生した要因としては、本件目的外使用に関わった 4 名全員が、教員としての倫理観や教育研究費の目的外使用に対する認識、科研費の使用ルールに対する理解、目的に対して適切な手段を講じる合理的な判断力が著しく欠如していたことが挙げられる。

【再発防止策】

筑波大学における過去の不正事案（令和 4 年 9 月公表）を踏まえて令和 4 年度に強化した「コンプライアンス教育による教職員の意識の醸成」「適正な物品管理の周知及び体制強化」などの取組を引き続き実施するとともに、本件目的外使用の発生要因を踏まえ、以下の再発防止策を実施する。

１．コンプライアンス教育及び啓発活動の更なる強化

目的外使用の再発を防止するために、今回の事案を全教職員に共有し、教育研究費の目的外使用を絶対に行わないよう改めて強い注意喚起を行う。また、コンプライアンス教育及び啓発活動においては、その内容に本事案の内容を組み入れることにより、教育研究費の適正な運営及び管理に係る全教職員の共通認識の形成を強く促し、また、教育研究費の目的外使用が研究者個人のみならず組織自体の信用を大きく傷つけることに繋がり、あらゆる面で重大な悪影響を及ぼすことを説明する。

なお、筑波大学では、全ての構成員を対象として e-Learning によるコンプライアンス教育研修を実施してきた。従前は 3 年に 1 回以上の受講としていたが、より実効性を高めるため、令和 5 年度から 1 年に 1 回以上受講するよう見直しを行うとともに、確認テストを実施し、テストの結果が 100 点でなければ研修を修了しないこととし、教職員の倫理観及び基本的知識の理解度の更なる向上を図っているところであり、この取組を引き続き徹底する。

２．研究計画・研究目的との適合性チェックに係る体制強化

本件目的外使用の発生を踏まえ、教育研究費の適正な運営及び管理に資するため、第１線（各支援室等）における内部牽制機能を強化し、令和 6 年度から教育研究費の執行に係る部局責任者ヒアリングを新規に実施する。

部局責任者ヒアリングは、各部局において当該年度に実施されている研究課題から一定数を抽出して実施するが、ヒアリングに当たってまずはエリア支援室長等が物品の使用状況の適正性（私物化の有無）等を事前チェックすることとし、その上で部局責任者が研究計画・研究目的との適合、配分機関が作成した取扱要項やハンドブック等の遵守等について、帳票その他証拠書類の確認、関係書類と現物との照合確認、研究者等からの概況聴取等を行い、研究内容に沿った執行となっているかについてチェックを行う。

更に、第２線（財務部全学会計センター等）における内部牽制機能も強化し、令和 6 年度から教育研究費の執行に対する新たな確認体制を導入する。外部識者の協力を得て研究計画や研究目的との整合性をチ

ェックするとともに、モニタリング機能を強化し、不備や適合性を徹底的に確認することで、執行の適正性を高めるための体制を整備する。
◇その他（研究機関が行った措置）
・教育研究費の執行停止措置 　要項に基づき、令和 6 年 2 月 7 日付けで当初からの調査対象者のうち准教授Ｂ及び准教授Ｄに対して教育研究費の執行停止の措置を行った。 ・本件の公表状況 　令和 6 年 11 月 29 日　筑波大学ホームページに公表（氏名公表あり）